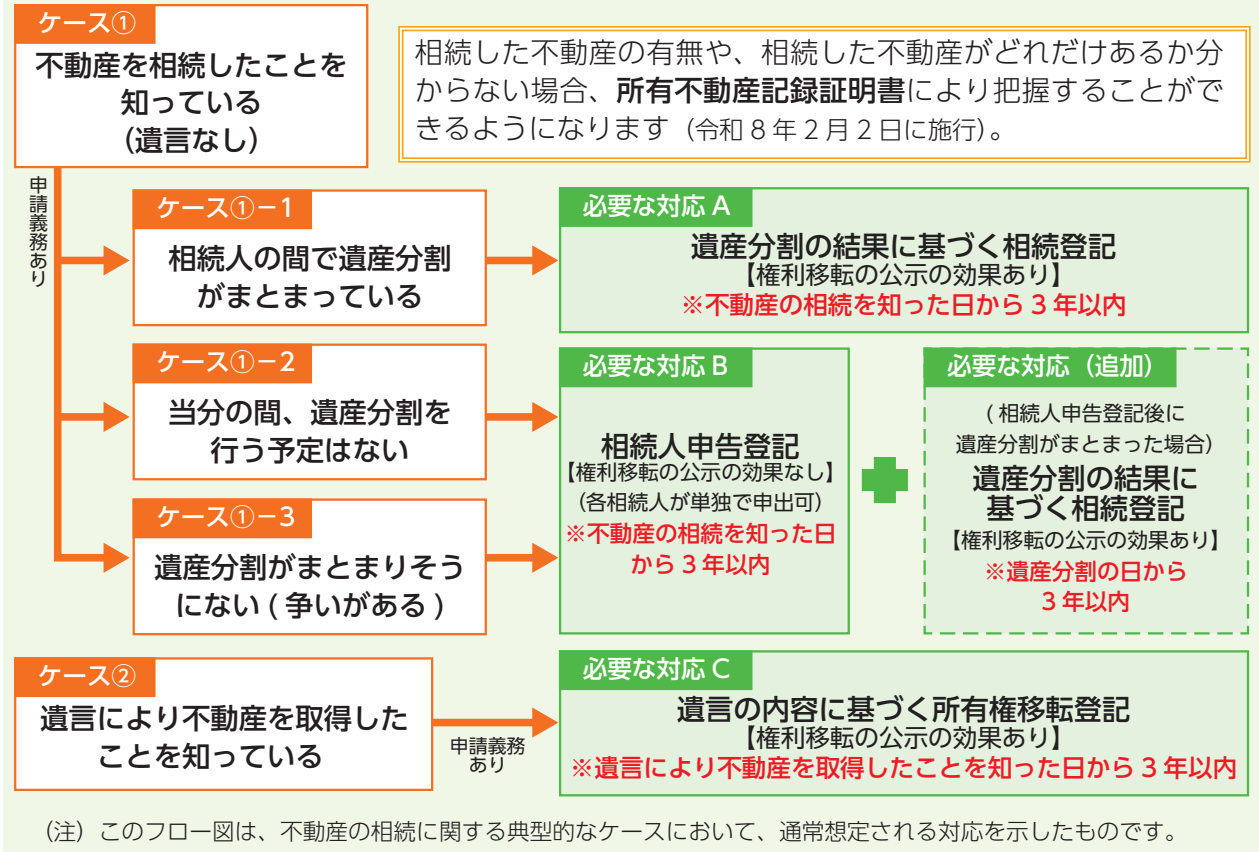


# 令和6年4月1日スタート！ 相続登記の申請が義務化されました！

## 相続登記の申請義務化 対応フローチャート



※ 令和6年4月1日より前に相続した未登記の不動産については、**令和9年3月31日まで** (不動産を相続で取得したことを知った日が令和6年4月以降の場合は、その日から3年以内) に相続登記をしていただければ問題ありません。

### <遺産分割に関する新ルールについて>

遺産分割をする際には、法律で定められた相続分 (法定相続分) を基礎としつつ、個別の事情 (例えば、生前贈与を受けたことや、療養看護等の特別の寄与をしたこと) を考慮した具体的な相続分を算定するのが一般的です。

しかし、長期間が経過するうちに具体的な相続分に関する証拠等がなくなってしまう、遺産分割が難しくなるといった問題がありました。そこで、令和3年の民法改正により、相続の開始から10年を経過した後にする遺産の分割については、原則として、具体的な相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分 (遺言によって定められた相続分) により行うこととされています。

出典：法務省ウェブサイト ([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00590.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html))  
相続登記の申請義務化特設ページを加工して作成

## 立木証明書の発行は森林組合で

当組合では立木証明書の発行を承っております。相続のお手続きなど、立木証明書の発行が必要な場合には、当組合事務所までお気軽にお問合せください。

なお立木証明書の発行には、必要書類をお預かりしてから立木証明書をお渡しするまで、1週間ほどお時間をいただいております。発行のお手続きは、期限に余裕をもってしていただきますようお願いいたします。

※「立木証明願」(立木証明書の申請書) が、当組合公式ホームページからダウンロードできるようになりました。ぜひご活用ください。

公式ホームページURL ↓  
<https://kirimori.jp>

公式ホームページQRコード ↓

